

第6回社会的資源あり方検討委員会

平成18年1月31日(火)
午後1時~
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議題

(1) 関係機関ヒアリング

富浦学園
生実学校
乳児院

(2) 意見交換

(3) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 施設のあり方検討結果表(富浦学園)

資料2 施設のあり方検討結果表(生実学校)

資料3 施設のあり方検討結果表(乳児院)

資料4 千葉県における社会的資源のあり方について(論点整理)

資料5 千葉県における県立児童福祉施設(富浦学園・生実学校・乳児院)のあり方
について(中間とりまとめ)

資料6 第5回社会的資源あり方検討委員会議事録

資料7 今後の検討委員会及び関係機関ヒアリング開催予定表

資料8 児童虐待防止調査研究委員会による「児童虐待に関する住民の意識調査」の実施
について

資料9 児童自立支援施設のあり方に関する研究会(第7回)

第6回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年1月31日(火)
13:00~15:00
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員
岩楯委員、柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、庄司委員
杉宮委員 (欠席) 鈴木委員、花崎委員

4 内 容

(事務局)

ただいまから、「第6回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

前回、皆様方にお話したとおり、児童相談所に精通した委員を増員したいとお諮りして御承認いただいたところですが、今回から、杉宮委員をお迎えしましたので、御紹介申し上げます。

(委員)

どうぞよろしくお願ひいたします。

精通したといいましても、もう既に5年経ちまして、その後、児童虐待の問題の重大化に伴って、中の体制がだいぶ変わっていると聞いています。

どこまでお役に立てるかわかりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、鈴木委員、花崎委員には御欠席の届出が出ております。なお、庄司委員は若干遅れるとの連絡が入っております。

それでは議事に入りますが、議事の進行は、委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

今年初めての開催ということになります。今年もぜひよろしくお願ひをいたします。

委員にお入りいただいて、我々も勇氣百倍という気がしています。

今後、児童相談所のあり方については、児童虐待死亡事例検証委員会のところで、議題に論点として挙げた今後の課題について、こちらで検討していくようにということでしたが、その検証委員会の副委員長として、報告書のとりまとめに御尽力をいただきました委員が入っていただけるというのは、非常に心強いことだと思えますし、また、検討委員会の議論を踏まえながら、ぜひさらに詳しく課題を整理していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは今日からしばらくですね、現場の方々の御意見についてヒアリングをさせていただくということになっております。

その1回目ということになりますが、まず、議事に入ります前に、今日配布されている資料の確認と説明を事務局からお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、今日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、議事次第が1枚、その裏に出席者名簿、次に座席表があります。その次には「社会的養護検討部会各委員会指名表」があります。これは、先程委員からごあいさつをいただきましたが、この指名表のとおり、社会的養護検討部会の部会長でいらっしゃいます石崎部会長から、新しく社会的資源あり方検討委員会の委

員に指名されたということ、御報告申し上げます。

続きまして、別綴じになっておりますけれど、A3様式で資料1～3、これは今日これからヒアリングをやっていたきます富浦学園、生実学校、乳児院の検討結果表です。

それから資料4～5は、既に皆様にもお出ししてはありますが「論点整理」と「中間とりまとめ」です。

資料6につきましては、前回12月に行われました検討委員会の議事録です。

資料7になりますが、A4横サイズになっております。前回にもお出ししましたが、調整等がありまして、新たに開催予定表をお出ししました。変わりましたところは、2月 17日(金)3番目の先駆市で、柏市と市川市と書いてありましたが、市川市さんをお願いすることになりました。

2月23日(木)10時から分ですが、里親会さんと里親型ファミリーグループホームさんで1回でお願いすることとなりましたので、変更となっております。

資料8ですが、児童虐待防止調査研究委員会の概要と新しく調査するとのことですので、これはその他のところで御説明したいと思います。

資料9ですが、厚生労働省で行っております「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」の第7回目の議事次第等です。

最後に、次回第7回と第8回の「社会的資源あり方検討委員会の開催について」の通知文が、各委員と出先機関の皆さんにお配りしておりますので、御出席をお願いしたいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、本日は関係機関のヒアリングの1回目ということで、県立児童福祉施設である富浦学園、生実学校、乳児院の方々から、現場サイドの声を伺うということになっておりますので、早速ですが、富浦学園さんから御説明を順次お願いいたします。

委員の皆様方には、このA3の資料と中間とりまとめを御用意いただいて、お聞きいただければと思います。

富浦学園さん、生実学校さん、乳児院さんには、この中間とりまとめを踏まえた上で、御意見を頂戴できればという形で御依頼させていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、1施設につき、御説明いただく時間を20分、その後の質疑応答に10分、合計30分間ということで少し時間が足りないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

また、今日の資料は、予め委員の方には配布をさせていただいておりますので、御説明は要点を述べていただければと思います。

それではまず、富浦学園さんよろしく申し上げます。

(富浦学園)

施設の現状について

はじめに、富浦学園の概況について御説明します。

富浦学園は、昭和24年に設立された施設で、現在児童の定員が106名、うち小規模児童養護施設、これは昨年11月1日に発足したのですが、そこが6名で、本体施設が定員が100名になっています。

本体施設は大舎制の建物で、児童が生活している建物は昭和48年に改築されたもので老朽化が進んでいます。

入所児童は就学前の幼児と就学児童が幼児棟、児童棟に分かれて生活をしています。

児童棟は定員が72名で、1階が男子寮、2階が女子寮で、男子寮は5部屋で40名、女子寮は4部屋で32名で、一部屋8名で生活しています。

各部屋の面積は40㎡強で2つに仕切られており、半分は机等が置いてある畳の部屋、残りの半分がベッドのある寝室になっているため、中高生にとっては狭くプライバシー等が確保できない状況にあります。

幼児棟は定員が28名で、寝室は4部屋に分かれていますが、建物内での遊びの部分はプレイルームで全員

が過ごしています。

寝室も2部屋がつながっていますので、例えば風邪をひくと全員に風邪が蔓延するというような状況にあります。

なお、食事は児童は食堂棟の食堂で、幼児は幼児棟の内の食堂で集団で食べています。

このように、生活集団が大きくて個人のプライベートな生活のスペースがないので、家庭的な雰囲気や機能性を有していない状況です。

続いて、施設の現状の2番目ですが、ケアの単位が大きいののでどの生活場面でも集団が基本的環境ですので、個別的な支援がしにくい環境にあります。

3番目として、最近では被虐待児童をはじめ心身に遅れのある児童等、処遇困難な児童の入所が増加しています。また、児童自立支援施設から措置変更ケースとか、中学生特に3年生の入所も増加しています。

被虐待児童の状況ですが、入所児童に占める割合としては平成12年までは10%台でしたが、平成13年には20%台になり、平成15年からは30%、17年には41%、現在は48%位が被虐待児童です。

業務ですが、児童育成課と幼児育成課に分かれており、入所児童も幼児と児童に分かれて生活しているため、兄弟でもなかなか交流する機会が少ない状況です。

現状に対する課題・問題点について

ケア単位が大きいため、個別的できめ細かなケア、愛着形成、信頼関係の形成、個別指導等が行いにくいことや、また柔軟な対応、例えば、問題行動等によって特別なケアを要する児童がいた場合、個別的なケアをする必要がある訳ですが、集団生活の中で特別に扱うことが難しいため、実際に実施しても短期間しかできない状況です。

また、児童棟は8人部屋で子ども同士のあつれきも生じやすく、プライバシーの確保もできない状況です。

2番目として、組織が2つの課に分かれていること、生活の場も日課も異なるために、学園全体に関わる問題での連携がとりにくいことがあります。

幼児は就学時には児童棟に移る訳ですが、職員の関わり方が変わるので、当初は子どもの心理的負担が大きということもあります。

3番目として、児童は72名、幼児は28名という集団生活は時間で区切らないと成り立たない面もありますので、家庭的な体験を通じて基礎的な生活習慣や社会的スキルを身に付けることが難しい状況にあります。

地域小規模児童養護施設を11月から始めまして、その辺の差を非常に大きく感じております。

このような課題を抱える中で、個別的な関わりが持てるように、幼児については就寝前の職員と児童の個別的な関わりや担当職員と子どもの外出とか、児童においては部屋別の誕生会や外出、あるいは就寝前の個別の相談等に応じたり、学習指導に努めているところです。

公設公営施設としてのメリット・デメリットについて

メリットですが、民間に比べ職員数が多く経験豊富な職員が多いために、処遇困難なケースを受入れることができる。また、待遇面でも恵まれていることから、優秀な人材を確保することができるということが言えます。

一方、非常勤職員等の雇用になりますと、雇用が難しい状況にあります。

次に、児童相談所等との人事交流により、組織の活性化や情報収集・伝達・相互理解、あるいはノウハウの蓄積ができて、児童相談所等との連携によって児童の処遇の向上を図ることができるというメリットがあります。

また、資金や人材等を活用し、先駆的・先導的な施策を実施しやすい状況にあります。

県職員として、県行政全般にわたる情報入手とか研修等の参加を通じ、業務を大局的な見地から判断することができるのではないかと考えています。

次にデメリットですが、1点目は職員のコスト意識が薄いのではないかとということで、民間に比べ非効率な運営になりやすいと思われます。

県では環境マネジメントで光熱水費やコピー用紙等の節減に取り組んでおり、徐々に改善されていること

です。

また、目標チャレンジプログラムという形で、個人の業務目標の管理を行い、だんだん改善されていくのかなという気がいたします。

2番目のデメリットとしては、経費の支出の関係です。財務規則等の制約もありますので、現金の使用も限られますし、衣料品や食料品などの購入に当たり、どうしても掛売りになるので店舗の制約があります。

例えば、地域小規模児童養護施設では子どもといっしょに買物をする機会が多いわけですが、ちょっと生活実感からかけ離れてしまうような気がします。

3番目に、状況の変化に組織が柔軟に対応しにくいこと、民間施設は人事・財務・業務管理といったいわゆる経営管理を施設長が一元的に行っているために、柔軟な対応が可能ですが、県の場合は柔軟には対応できません。

4番目に、管理職や直接児童に関わる課長が短期間で異動してしまうために、運営に影響が出てくるということですが、特にこれらの職員が一般行政職から異動してくるのも影響があるかなと考えています。

県立施設として目指すべき方向性について

1点目は、施設形態でケア単位を小規模化することが必要で、その形態としては細かく検討している訳ではありませんが、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要であり、それに伴って個別的なケアによって愛着関係や信頼関係の形成が図れ、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要ではないかと思えます。

次の2～4は県立施設の役割や存在意義ですが、まず民間では対応が困難な専門性の高いケースの受入れがあります。重度の被虐待児やADHDあるいは自閉症などの発達障害、知的障害等を有する児童について、専門的な知識を有する職員の配置や心理療法など治療的機能を有することが必要だと考えています。

また、家族再統合を支援するファミリーソーシャルワークの充実、あるいはその実践のための親子宿泊施設の整備が必要ではないかと考えております。

児童自立支援施設からの措置変更ケースとか、あるいは中学3年生など進路指導・学習指導を強化する必要がある児童のケースとか、あるいは長期的治療や経過観察する必要がある児童のケースなど民間施設では受入れを躊躇するケースも受入れる必要があると考えています。

また、退所後の相談や自立のための援助を行うために、退所した者が宿泊できる施設、自立困難な児童の援助体制を整備する必要があると考えています。

県立施設はこのような役割を果たすべきではないかと考えております。

現在、児童自立支援施設からの措置変更ケースは2名受入れており、また中学3年生も昨年の3月末から現在まで5名を受入れております。

今後、新たな就学児童の中でも養護学校に入学させることの検討を予定しています。

次に、地域の子育て支援の拠点施設としての役割、あるいはサービスの多様な展開ということで、児童家庭支援センターの設置、ショートステイ事業を実施するとともに、レスパイトケア等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要であると考えています。

4番目に、先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられます。

制度の谷間にあったり、ノウハウが確立されていないなど、新しい課題に試行的・先駆的に取組み、その効果を実証するとともに、県内の施設にそれを伝えることも県立施設の目指すべき方向ではないかと考えています。

その他の意見

その他としては、新たな事業を展開するには職員の専門性の向上が必要ですが、なかなか時間がないのが現状ですが、職員の資質の向上を図るとともに、専門的な知識を有する職員の配置も必要だと考えています。

2番目は、施設の小規模化を図り、個別的ケアを充実させるには、職員の適正な配置が必要であること。

3番目は、施設の建替えに当たっては、地域に開かれ、今後の社会的養護ニーズに柔軟に対応できる質の高い施設を建設する必要があることの3点です。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それではあと10分限られた時間ですけど、委員の皆様方から御意見は後でいただくこととしまして、御質問を主にお願いしたいと思います。

(委員)

小規模施設がひとつ創られています。大きな施設の中では幼児棟と児童棟が別々にあるということで、小規模施設の6名のものが新たにできたわけですが、6名のところに幼児と学童といっしょにいらっしゃるのでしょうか。それとも、幼児は小規模施設にはいないとか。

(富浦学園)

小規模施設は現在5名の子どもが入っていますが、1名は幼児、あとの4名が児童で小学生が2名、高校生が2名です。

(委員)

幼児もいらっしゃるわけですね。わかりました。

(議長)

他にはいかがでしょう。私から1点伺いたいのですが、県立として目指すべき方向性というところで、こうした形で県立施設として1か所だけを充実した形でやっていくと、他の施設に入所した子どもの処遇の格差が出てくると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

現在でも税金としては前回資料がありましたように、民間施設の倍の税金が公立施設に使われているということでしたが、それに加えてこうした形でやっていった場合に、公立施設に入所できた子どもと、そうでない子どもたちの公平さの問題が出てくるのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

(富浦学園)

基本的には、民間施設で対応が難しいとか躊躇するケースを入れることを優先するのかなという気がいたします。

ただ、いくつかの施設の中で、それぞれやはり格差というのが実際あるのだらうと思いますが、それについてちょっと私のほうから県立施設だからどうかということについて、お答えにくいと思いますが。

(議長)

民間施設で受け入れ困難な子どもを受け入れていくということはとてもよくわかるので、それを中心にしていくということであれば、そこで治療的なケアだとか、経費が当然かかるということはわかりますので、そこは納得なんです。例えばここにある家族再統合を支援する親子宿泊施設とかはですね、おそらく各施設で必要なんだろうと思うんですね。

こういうことも、例えば他の民間施設にいても家族再統合などをしていくときには、そこに措置変更することになるのでしょうか。

(富浦学園)

ちょっとそこまでは考えておりません。

(議長)

わかりました、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

里親会と「ふれあい家族」のような形をやっているんですが、よその施設だと里親だけでなくボランティアを登録してたりして家庭生活を体験させたりしているんですが、そういう意味でのボランティアの登録があると、地域への開かれた施設のような形で、子どもたちの家庭体験のような形での取り組みというのは、

「ふれあい家族」だけでしょうか。

他の施設ですと、ボランティア登録があるようなんですけど。

(富浦学園)

家庭体験については、「ふれあい家族」だけです。

(委員)

それからもう一つ、被虐待児が今48%、半数位ということなんですけれども、割合が増えてきたことによって、どういう問題が生じているのか。

虐待を受けた子どもが増えたことによってですね、その辺はいかがですか。

(富浦学園)

一つは、子ども同士の中の適応というものが、やはり他の子どもと違うところがございます。

例えば、非常に孤立をしているとか、最近の例ですと、多分虐待を受けたことによるものだろうという子どもの暴力とかそういうものがございます。

幼児ですと、子どもが言うことを聞かないで職員の間を向けてもらいたいということで、そういう行動がございます。

(委員)

虐待を受けている子どもの半数の子ども達の特徴といえますか、入所児童のなかで年齢的に低いとか、あるいは男女ではどちらが多いとか、そういったことはありますか。

(富浦学園)

本日資料を持ってきませんでした。中学生くらいでも虐待を受けた子どもは入所しておりますので、ほとんど満遍なくということです。

(議長)

他にはございますでしょうか。

(委員)

施設形態の小規模化ということをお話していますが、現在100人の定員で大舎制でやっているわけなんですけれども、この受入体制が100人というのはかなり大きなものですが、これを小規模化すると非常にコストもかかりますし、職員の数も膨大なものになってくると思いますが、この辺のことはどういうふうにお考えでしょうか。

(富浦学園)

今後の施設養護のなかで、どの位の必要な数を確保していかなければいけないということは、ちょっと私どものほうではわかりかねますが、いずれにしても、小規模化をすれば、100名という単位での施設というのはちょっと難しいかなと考えております。

近隣の東京都の施設が、いわゆるユニットケアとはいませんが、そういう形態でやっておりますが60人位なので、地域小規模は6名が定員ですので、今の106名を確保することは小規模化をすれば難しいのかなというふうに、私は考えています。

(議長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

(委員)

子ども達が平均何年位在所するのかということと、子ども達が出て行く方向といえますか、例えば、里親のほうに来るとか、あるいは卒業して自立していくとか、その割合はわかりますか、出て行く子どもたちの社会の方向というんでしょうか。

何年位平均いて、どういう形で出て行くのか。

(富浦学園)

平均何年というのはちょっと出してないのですが、現在の入所児童の状況を見ますと、10年以上が4%位、7年以上が18%、5年以上が15%、3年以上が28%、3年未満が35%位ということになってお

ります。

当然、幼児は3年未満というのがほとんどなんですが、その後の家庭引取りという形が、どういうふうに進むのかわかりませんので、今までの子どもの中で平均すると、何年間入所していたのかというのは資料を作っていないのでわかりませんが、5年前後ではないかという気はいたします。

それから、いわゆる退所児童のことですが、大体去年が18名退所しておりますけれども、家庭引き取りがそのうち13名、残りは高校卒業して就職をしたり、あるいは措置変更になったりということです。

17年度は9名退所していますが、家庭引取りが5名、それから北海道の施設に措置変更したのが4名でした。これはちょっと特別なケースです。

大体1/3から1/4位は、就職のために退園するのが多いと思います。

(議長)

ありがとうございました。時間が参りましたので、富浦学園さん終わらせていただきます。

私から事務局ということになるかもしれませんが、資料をお願いしたいのですが、現状のところ、「3被虐待児、心身に遅れのある児童など処遇困難なケースを多く受け入れている。」というデータですね。

民間施設との比較で、つまり多くというのは民間よりも多いということになるとと思いますので、そのデータをお願いできればと思います。

それから、の3番目ですが、地域小規模と大規模との差を実感ということでありましたが、これはとても大事なことだと思います。

どのような差があったのか、ここでは簡単に説明をしていただきましたが、少し表にまとめて、11月以降のことで本体と小規模との違いというものについて、資料を提示していただければありがたいと思います。

それから、「のメリットの2番の先駆的・先導的な施策を展開しやすい。」ということで、これをできれば、現在までに行われた先駆的・先導的な施策の実状について、知らせていただければありがたいと思います。

そして、最後ですが、デメリットのところで職員のコスト意識の問題で、目標チャレンジプログラムで改善してきているというお話がございましたので、このいわば政策評価について、資料として御提示をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

(富浦学園)

目標チャレンジプログラムについて、今年度試行の段階でまだまとまっている段階ではございません。

(議長)

わかりました。それでは、どのような目標チャレンジプログラムを展開されているのかということをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。富浦学園さんのヒアリングをこれで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、生実学校さんからヒアリングをさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

(生実学校)

児童自立支援施設が児童養護施設と大きく違っているのは、学校内に学校があるということが大きな特徴です。

平成10年の法改正とともに、今までの非行性の除去という指導を中心に行っていましたが、家庭での支援困難な児童の受入れから、支援に関してはかなり難しさを感じています。

特に、情短の子、精神的なケアを必要とする子ども、投薬を必要とする子どもがおり、かなり窓口が広くてそれまで教護院時代からの集団指導とともに、今は個別指導ですごく時間を使う場面が多くなっています。

専門的知識を持っている先生方はほとんど教護性の専門で来ていますので、勉強・研修、うちのほうでは常勤で心理判定員が1名、兼任で中央児童相談所から1名で計2名いますので、職員会議の途中の時間に話をしてもらったり、心理判定員のところに若い職員達が行って研修をするという形をとっています。できれば多くの形での研修に参加させたいのですが、どうして担当寮の指導で手一杯の状態、本当に自分で勉強

しなくてはついていけない状況になっています。

ここ数年、虐待ケースの子どもが多く入っています。背景として考えられるのは家族との関係がかなり難しいです。入ってから出るまで1年から1年半を目安に、今までそういう形でできていたんですが、在任期間が長く出口がないというのが大きな課題です。

大きな課題として、もう一つは分教室関係、最近になって高校へ進学する子が多くなっています。確かに予算的にはうちの学校から進学の手配はついているのですが、現実的に今の寮舎の形態ではなかなか全日制での進学はできません。

実際に定時制の高校に通っている子ども、本人の努力もそうですが、ぎりぎりで定時制にいけるのが限度かなという感じを受けています。

就職に関しても厳しいです。一番大きな課題として、措置変更の児童数が増加して、集団化・寮の配置に苦慮しています。

重複児、被虐待児、行為障害、知的障害に対するケアの向上のための専門職の配置や研修の充実、保証人になる家族がないので、アルバイトとか就職に当たっては保証人や後見人の選任でかなり苦慮しています。

就職先とか実習先の確保、あとは人事交流ですね。どうしてもうちの施設の職員は専門職の課程を受けてきますので、長期化してしまいます。できれば、若手の職員、ある程度中堅になった職員がいろいろな関係機関にいて、一回りして現場に帰ってくるのが望ましいのですが、現状での専門員の異動はほとんどなく人事交流でもネックになっています。

分教室のあり方で、今2つの部門で教頭先生が1名今年から配置されたのですが、連携や役割の明確化、責任化というのが、所在がはっきりしていません。

市と県の教育委員会のほうで協定作りという形で進めています。寮舎側と学校側と連携、地域との交流、高等部というのは学校の中ではないですが、生活するものの一つとしてありますが、その充実を図るためにも高等部寮というのを作ってほしいのですが、今の状況では寮を創ることもできませんし、自活寮とかいろいろな形の要望がありますが現実的には難しいようです。

老朽化の問題もあります。できる限りの生活、専門分野のいろいろな部分の広がりがありますので、研修も含めて一人ひとりの処遇にあったプログラムを、月ごとに各寮から児童自立支援計画票を作って出してもらっています。

ただ、マンネリ化したり6人でやっていますので、連携、お互い話し合う中でも微妙に違ってくることもありますので、全体で集まる場所とか時間帯も必要なんですけど、実際に緊急でやるとか定例的な形でやるのが少ないです。

寮によっては、毎月1回~2回寮職員全員で集まって討議したりとか、それぞれが担当を持ち全体を見ながら動いているのが実情です。

教室関係でも1教室10名入れはいいところです。実際には12名から13名入っています。入所に関しても法改正とともに入所の数は増えています。

本当は70名定員でやっていますが、1居室3名で一杯です。実際にあるのは4居室しかありません。12名でぎりぎりなんです。そういう意味で今年は女子寮1寮を開寮しました。

男子寮3か寮、女子寮2か寮ありますが、男子寮に関しては13名、結局娯楽室をつぶして居室にしたりとか、工夫しながら他の部屋を使ったり、病気になったときの部屋を開放したりしているのですが、付焼刃のような形なので本当に安心して暮らせるのかという、かえって子ども達に負担をかけている部分が今すごく多いので、改修を期待しています。

デメリットにも書いてありますが、職員は県に一つということで独善的になったり、本当は民間の大変さとか知らないといけないんですけど、民間養護施設への研修と実際に現場の一番知っていかなければいけない、いろいろな形での施設に関して研修を実施しています。

県立の目指すべき方向性について

県に1つしかない施設ですので、比べることは非常に難しい施設です。ただ、平成10年の法改正後非常

に子どもの状況が多種多様化しており、それに職員が十分ついていけてないと実際指導してそう思っています。

県立施設のあり方・目指すべき方向について、虐待であったり児童相談所の話がありましたが、もう一方の入口として家裁から保護処分として入所する児童も多く入っています。

犯罪を行った少年達について、家裁から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であり、地方公共団体が責任を持って専門性、安全性を確保する必要がある施設というふうに私達職員は全員思っています。

今後の目指すべき方向性ですが、児童を取り巻く環境が多種多様なので、各ケースを通じて積極的に今後の支援のあり方を模索していく必要があるのではないかと考えております。

勉強会等で成功事例だけでなく失敗事例を中心に子どもの状況を早くつかんだ上で、その子ども達に適切な処遇ができるようなモデルづくり・検証を積極的に行う必要があるのではないかと思います。

対象児童が特殊です。犯罪を犯した子どもという部分があります。悲しい出来事ですが平成 14 年に愛知県で職員が児童に殺害される事件がありました。今まで、子ども達と基本的には職員が集団生活を通じて、子どもの自主性と主体性にまかせ、家庭的な雰囲気の中で子ども達の心身の成長を促し指導してきた経緯があります。

ですが、今後非行の低年齢化で小学生も多く入ってきています。家庭の機能が低下していることを踏まえ、児童が精神的発達が悪かったり未発達であったりする中で、時には「殺意を持って向かってくる」子どもに対して、どう対応していくのかということも想定しなくてはならない現状にあります。

今後は、積極的に児童自立支援施設に生実学校内だけではなく、いろいろなところで研修等を通じて、そのような事態に遭遇した場合、また遭遇しないように日ごろの生活を通じて考えていかななくてはならないと思っています。

地域については、通所部分で 16 名ありますが、現在は行われていない状況ですので、今後は通所若しくは通所ではなくてアフターケアの部分になるうかと思うのですが、退校した子どもを児童相談所にお任せするという形ではなくて、生実学校には平均 1 年半ほど在籍していますが、その中で家庭であったり、家族であったり、また地域の人達との信頼関係を基に、積極的に外に出て行くような形で、もっと前に出て行く形で指導展開することが望まれるのではないかと現場の職員としては思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございました。それでは、何か御質問ございますでしょうか。

(委員)

最初のほうで話された高校進学の問題で、全日制が難しくてぎりぎり定時制と、それはどうしてですか。

(生実学校)

小学生・中学生・高等部生一緒に寮で生活しています。この中で生活の時間帯が違ってきます。外に出るということもありますので、できればそういった児童をいっしょに集めて寮でやらないと、いろいろな形で、持ち込みがあったりとか、そこまで本当にできる子であつたらいいんですが、実際にそういう形ではない子も多いので、一緒に寮でというのは、ちょっと考えていません。

当然、小学生にしたなら 9 時が消灯なんですが、中学生も同じように本当だったら 10 時ごろまでとしたいんですが、やはりそれに合わせて動いておりますので、特に高校生は時間帯すべてある意味で統一しないといけない部分がでますので、かなり厳しいです。

(委員)

もう一点は、県内では 1 施設ですけれども、各県にあるわけですよね。

例えば、関東ブロックとかそういったところでの研修等の状況はいかがなんでしょうか。

(生実学校)

校内研修という形で各施設でやっていたり、当然こちらで聞きたいとかそういうときには、積極的な形で参加をお願いしていきます。

(委員)

メリットのところにあります、2 つ目の「新事業の取り組みが可能であり」と書かれていますけれど、今までどのような具体的に新事業に取り組んでいらっしやったのかを教えてくださいたいと思いますのと、児童自立支援施設は民間が少ないですよ、メリットのところにもデメリットのところにも、「民間と比べると」とありますけれど、どういうふうな形で比較をされているのかをお尋ねしたいです。

(生実学校)

具体的に新規的事業の取り組みをという形では進んではいません。

今、協議中という形なんですね。実際にうちの場合は敷地の中では利用できる施設自体が少ないんです。

ただ、園長校舎とかそういった従来あった建物を、自活とか家族調整寮にしたいという形で、実際に民間の場合だとちょっと動けないと思うのですが、そういう意味では、割とがんばれば動いてくれるというのではメリットかなとは思っています。

僕らの場合は、当然民間でやっていることを、どこかでやはりサラリーマンではないですけど、時間外にしても比較的そういう形では、どこかで認めてもらうというんじゃないですけど、一応やったことに関してはアレはできますよね。

当然やっていることが、これをしたら民間は限りなくお金は関係なしという形でやれるんですけど、驕った言い方をすれば、ぼくらだったらある程度約束されているというような驕りはたぶんあると思うんです。

そういう意味での、デメリットでも書いたのですが、いっしょにやっている仲間同士なので、本当はそうじゃないんだけど、意識が、長くいればいる程、そういう意識になってくるというのはあると思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

「民間と比べると」というところは、特別何かと何かを対比している…。

(生実学校)

うちの場合は対象施設がないというのもあると思うんですが、ちょっと関児協(関東児童自立支援施設協議会)というのがあるんですが、ほとんど公立施設ですので、時々民間児童自立支援の先生に聞いたときには保証されているのかという気はします。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

一番最初に出口がないというようなことを言われましたが、退所後どういう進路なのか教えていただきたいと思います。

(生実学校)

先程言ったように、進学する子が増えています。最終的には家族との調整になるんですが、大丈夫かなというところに関しては、はっきり中卒で進学する子が増えていますので、半分位は進学です。進学のために、富浦さんもおっしゃたように、措置変更という形になります。

養護の場合だったら高校進学のお子さんがありますので、あとは就職ですよ、就職に関しては保証人がなかなかとれません。そういう子に関しては高等部に残ってバイトをしながら、ある程度お金を貯めてから探すというのがパターン化しています。

逆に、うちで指導できない子は、その上の施設の措置変更とか、あとは少年法に合わせた形で、限界という形で出す子もいます。

あとは強制引取りという形、昨日もあったんですが、どうしても親御さんが同意引き取りとなったときに、こちらでもどうしてもダメだとそれができないんですね。親御さんの同意で入ってきて、親御さんが引取ると言ったら帰さざるを得ないというジレンマは持っています。

これは年に1件か2件、必ず強制引取りはあります。当然残った子に関しても説明しているんですが、子どもにはやはり動揺は大きいです。

(委員)

就職の件ですが、具体的にどこに就職しているのでしょうか。

(生実学校)

就職は、縁故を頼りながら、毎年数名ありました。男子は建築関係の住込みが多く、女子は旅館・飲食関係が多いです。

理容師に関しても、昔は中学生でもできたんですが、高卒ではないとできないということで、ますます厳しくなっています。

(委員)

もう一つなんですが、里親会です。生実の人達を「ふれあい家族」の形で仲間に児童養護施設と同じように入れようと、OKは出たのですが、どういった子ども達が来るのか里親の中ではわからない訳ですよ。ひょっとしたら問題を起こしてしまうのではないかとというようなことで、できるだけその施設の中で、これまでPRといえますかね、外に対する説明がしにくかったかもしれませんが、実態がなかなか外部から見えないというようなことがあると思います。

例えば、里親だとかほかにも少しわかるようにですね、「ふれあい家族」で受け入れる対象となる子どもがいるのであることとか、そういったことが見えないんです。

一様に色つきで見えてしまう部分がありますので、その辺をどうやったら外部に、社会に理解を求めるような仕方、そういうことについて、どうお考えなのかということをお聞きしたいです。

(生実学校)

今年は初めて里親さんをお願いし、1件だけなんですが専門里親さんのほうで1人決まりました。

うちの学校の場合は、見学のコースにもなっていますので、いろんな民生委員の人とか研修のときに、うちの実情を話して、そういう形での協力はいつもお願いしています。

こちらから本当はやりたいんですが、個人情報のこととか含めてなかなか難しいです。

(議長)

他にはいかがでしょう。

(委員)

今の質問の中で強制引取りの話がありました。強制引取りといっても児童相談所が退所を認める訳ですよ。施設から直接帰るんですか。

(生実学校)

いいえ、児童相談所です。

(委員)

児童相談所は、そういうまだ帰すべきでないときに、親が言ったからといって帰すことはしないはずだと思うんですけれども。

(生実学校)

いろいろな親御さんがいます。

児童相談所に多分そういう形でやはり児童相談所の指導に乗らなくて、こちらでもダメだという形で抑えることはできないんです。

夜に来たりとか、酔っ払った状態で来たり、夜中に来て大声を出したりという形で、実際今までの強制引取りの中で子どものほうから、仲間に迷惑がかかるということを出て行った子もいます。

(議長)

今はランドデザインの話なものですから、そちらに話をもっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

2つありますけれども、の県立施設として目指すべき方向性の3. 地域についてのところで、まず質問があります。

最後の行に、「地域に根ざした児童相談機関としての役割を持つことも必要である」と書かれていますけれど、今、どのような形で根ざしているのか、施設で取り組んでいらっしゃる特徴とか、あるいは今後の展望とかあれば具体的にお聞かせ願いたいと思います。

もう1つは、1.各ケースを通じての積極的な支援のモデル作成と検証の2つ目のところですね。「児童福祉に関しては、各児童の特性や個性を尊重し、それぞれの自立に向けた支援を様々な職種のスタッフにより提供する必要があると思われ、これが可能なのは公立の施設しかない。」と書かれていますけれど、そのように考えられる何か決め手のようなものがあったら教えてください。

(生実学校)

最初の御質問ですが、法改正のときに児童自立支援施設であったりとかの部分で、児童家庭支援センターの設置が義務付けられるとかしている部分だと思います。

そういった部分も踏まえてなんですが、通所児童に関しては私たちのほうでは16名の定員があるのですが、十分活用されていないという現状があります。

設置していないという訳ではないのですが、今の人員で十分な体制がとれないという部分が現状としてありますので、今の段階ではしていないのですが、今後としてはやはり通所も含めて積極的に現場で、児童相談所がケースとして挙がって初めて受理するのではなく、そこから始まるのではなく、私たちのほうから積極的に地域の学校であったりとか、いろんな部分でいろいろな事例をお話させていただきながら、施設の理解を促す形で見えない形で埋もれているといいますが、子ども達の状況をひろって、いい形で社会全体・地域全体も含めた支援体制ができればと思っています。

2つ目の御質問ですが、実際全国に58施設ございまして、政令指定都市でも若干つくられているところもあります。千葉市ではありません。民間が2つ施設がございまして。

北海道家庭学校と横浜家庭学園という2つの施設がございまして。実際ですね、北海道家庭学校のほうで、私数週間実習させていただいたときに思ったんですが、町自体がですね非常に家庭学校を温かく、紋別郡の遠軽町というところなんですが、家庭学校の町という形ですごく地域の方が温かく見てくださっている、また支援のボランティアであったりとか体制がすごく充実した施設だなと感じました。

一方で、私が国立の武蔵野学院にもいまして、大阪の修徳学院、千葉県に来まして3つの施設を見ましたけれども、はっきりいまして地域の理解が全くない、むしろ早くこの地域からいなくなったほうがいいのになあ、子どもたちが逃げたときに私たちの服とかお金が盗られているんだよ先生と、捜索のときに伺ってですね、また逃げたのという話の中からされるような施設でもあります。

また、そういうふうな部分でですね、民間だったらと考えたときに公的な機関で申し訳ありませんと言えずに、民間だったらすごく肩身の狭い、またそれは民間というだけではなくて、先程先進的な新しい取り組みの中で私たちとしましては、できるだけ地域に出したいと思っています。

ともすれば、社会防衛のための隔離施設ととられがちな施設なんですけど、できる限り地域に子ども達を地域に出したい、でも生実学校である人通りの多い所で門から出て行って、門の中に入っているのを見ただけで、あの子は...という形で見られてしまう施設でもありますので、やはり公的機関がしっかりとした形で子ども達を保障する、子ども達の身柄も全部含めてですね、積極的に何かあったときに飛んでも何でもしますという責任を持った形で、子ども達の問題があるからではなくて、わかっているためにそういうふうな保障であったりとか体制というのを、公の機関としていったほうが、私は子ども達の環境は良くなると思って書きました。

(議長)

ありがとうございます。時間がまいりましたので、私のほうから最後に1つだけ、今回の我々の中間取りまとめの中で、生実学校に自立支援寮を付置したほうがいいのではないかという点と、情短機能を付置したらいいのではないかということがありました。

今のお話で、児童家庭支援センターの機能を付置したいという御意見だったと私は思いましたけれども、自立支援寮あるいは情短機能についてはどのようにお考えになれますでしょうか。

簡略で結構ですので、御意見だけ頂戴できればと思います。

(生実学校)

積極的にしなくてはいけないなあというセンターの機能ですね、それは生実学校全体として確立されたものではなくて、私たち職員の中から声として挙がっていると、ただし、現状のままでは十分な対応ができないので、これは頓挫するであろうというのがありますので、いろいろな形で県のほうにお話させていただいている人間的な部分もということになりますので、その辺よろしくをお願いします。

情短部分に関しても積極的に考えなくてはいけないなあと思っています。というのは、千葉県にはありませんので、対象児童となるようなお子さんが来られています。もしそのような場合でしたら、情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは、24時間体制は必要だと思いますので、その辺の体制づくり、現員のままでは100%無理です。

投薬の管理で精一杯になるかと思っていますので、今の現体制ではできないと思いますが、必要だとは思っています。

(議長)

わかりました。そうしますと、情短施設については児童自立支援施設も設置を望み、児童養護施設も設置を望んでいるということになる訳でしょうか。

最終的に議論はこれからということになりますが、わかりました。ありがとうございました。

それでは、生実学校さんのヒアリングをこれで終わらせていただきたいと思います。

最後ですけれども、県立乳児院のほうから御説明を頂戴したいと思います。

申し訳ございませんが、20分ほどの御説明と10分の質疑ということをお願いしたいと思います。

(乳児院)

乳児院でございます。日ごろお世話になっております、よろしく申し上げます。

それでは、最初に中間報告のあり方の中で、全体を見た中で何か意見があればというお話でしたので、その中から最初に3点ほど意見を述べさせていただきます。

資料はお手元にはありませんので、お聞き願いたいと思います。

まず1つ目は、医療管理の充実についてということでございます。

これは表の中にも、その他の意見のところにもちょっと入れておきましたけれど、中間報告の中にも出ておりましたが、乳児院の現状を考えると、やはり医療管理の充実というのが切実な問題ですので、あえてここで私のほうから意見を述べさせていただきますと思います。

周産期医療が充実してくる中、胎児期から分娩、新生児期にかけて最良の医療が提供されるようになってきました。しかし、病院退院後に重い障害が残ったり、必要によっては緊急の医療行為を要する乳児は後を絶ちません。

家庭で育児するにはそれなりの能力が必要でございますし、保護者の状況によっては看過できない家庭も生じております。

このような乳児はですね、乳児院措置が児童相談所によって検討されることとなりますけれども、乳児院の施設のほうとしては、緊急の医療行為を要する乳児に対して適切に処置できる即応機能や、十分な医療管理機能を有していないと、取り返しのつかない事態が生じることとなります。

今後、乳児院の新設にあたりましては、医療機関との併設など緊急医療や、それから医療管理機能の充実を切に要望したいと考えております。

2点目でございます。

保護者の育児支援について、ということでございます。

子育ては、基本的には地域社会で支援していくことが肝要でございますけれども、やむを得ず母子分離のうえ乳児院措置を行う場合も、保護者が直接かつ大幅に施設内で育児に関与できるような体制づくりが必要なのではないかと考えています。

施設が保護者が行うべき育児の全てを請け負ってしまいますと、保護者はますます育児から遠ざかりまし

て、育児に対する意欲や技術が低下してしまうこととなります。

保護者の育児能力等を勘案しながらプログラムを作成し、保護者の足りない分を施設が補うような方向転換が必要ではないか、というふうに考えております。

仮に、保護者の育児能力が全くなく何もできないとしても、抱っこだけの目的で毎日通い続けられるような乳児、それから保護者の両方の立場に立った開放的な施設づくりが必要なのではないかと考えております。3点目は、施設の民営化についてでございます。

県と民間の役割は県としてやるべきこと、県でなければできないことに特化して重点的に取り組むという記述がございます。

振り分けの視点としましては、まずマーケットに馴染むのかどうか、また、マーケットをどう活性化して育てていくのか、また淘汰をどう受け入れていくのかの議論をする必要があるのではないかと考えております。

民間施設で対応困難なケースを県で受け入れることが、役割として県立施設を位置付けた場合、マーケットの活性化が阻害されないかどうか、受け入れに意欲的な施設に相当額を補助し、県はスリムになった方が優ることがないのかも併せて検討して行く必要があるのではないかと、というふうに考えております。

以上が、中間報告の全体を通じた意見でございます。

それから、表のほうの説明をさせていただきます。この表の作成に当たっては、乳児院では5名のメンバーによるプロジェクトチームをつくりまして、短い期間でしたけれども意見を出し合ってもらいました。

プロジェクトチームのほうには私は参加しませんで、自由な意見を出してもらった中で、私のほうで多少とりまとめて手を加えてございます。

乳児院ですが、千葉市若葉区加曾利町にあり、現建物は昭和47年に建設し、建物面積は614.63㎡、定員は30名、今日現在入所人員は30名で満杯になっています。

今年の4月以降大体28~29名で推移していましたが、30名に達してしまいました。このあと、ある児童相談所から既に入所の予約が入っておりますが、1名が退院間近ですので何とか入所できると思っています。

入所している児童の多くは保護者が精神障害を有し、全般的には養育能力がない、とても育児できる状況ではない不安であるという形のお子さんを預かっています。

法令では一定の事由に該当する場合、就学前まで入所できますが、基本的には2歳までということで児童相談所にはお話しをしまして、1歳未満と1歳から2歳でそれぞれで大体半分位、2歳を超えた児童も数名預かっています。

2歳を超えた子どもさんというのは、例えば里親さんとのマッチングの状態を見るとか、家庭復帰に向け一時帰省で関わっているとか、少し時間がかかっていますので、延長しているということです。

施設の現状について

昭和47年に建物ができており、かなり老朽化しています。職員にも意見を出してもらったのですが、やはり建物の老朽化の問題が大きくでてまいりました。

施設の現状の一つとしては、建物の老朽化による施設の施設機能の低下ということです。また、直接処遇職員の手が足りないこともあり、児童家庭課に継続してお願いしているところです。

もう一つは、保護者支援の取り組みの強化ということで、入所児童だけではなく、家族との再統合に向け一層取り組んでいかなければならない課題があります。

それからもう一つは、県立の乳児院ということで、千葉市の中にありますので行政区域ということになりますとちょっとおかしくなってしまうのですが、もう少し地域に開かれた施設として位置づけていかなければならないのではないかと意見がありました。

現状に対する課題・問題点について

建物が老朽化により、雨漏り、隙間風、かび、害虫の発生等の問題が生じています。

それから、個室は現在2つありますが、入所時に一時的に個室に入所させたり、あるいは病気のお子さんを個室に入所させる訳なんですけど、個室の数が足りないということです。

3つ目としては、食事、遊び、睡眠が全部同じ部屋で行っています。部屋が足りませんのでそういう状況

になってしまいます。

次には、医務室が玄関のそばにあり、いざという時にはそこまで行くのは大変なので、吸入・吸引等の処置は廊下で行わざるを得ない状況です。

また、子ども病院の先生が直接見てくれるのと、具合が悪ければ早めに病院に通院させるので、結果として、医務室は使用していません。

建物が老朽化していますので防犯対策が不十分であることです。

常勤職員は児童福祉施設最低基準の職員数を超えた配置になっていないことです。嘱託職員を入れていただいて全体的には多く配置されていますが、常勤職員は最低基準ぎりぎりの数値で配置されています。

そういう中で、どうしても児童の行動を制限せざるを得ない状況にあります。

特に夜間は、もう少し子どもに関わる必要がありますが、手が足りないので状況によっては、どうしても行動を制限してしまいます。

それから、男性保育士の配置がないということです。要望していますが配置がないので、私や事務長が男性ですので、時々児童居室に顔を出して抱っこして、父性の役割を担っているということです。

面接室が1箇所しかなく面会が重なった場合には、止むを得ず待ってもらわなければならないということです。

家庭支援専門相談員が配置されましたが、非常勤のため家庭との連絡調整は、いつもいる訳ではないので、保護者との信頼関係などで対応が難しいことです。

それから、地域の子育て支援の拠点施設としての位置付けがないということです。

公設公営施設としてのメリット・デメリット

メリットですが、コストにこだわらずに付加価値の高い機能を持たせることが可能なのではないかと。

同じ県組織として、児童相談所との連携が民間に比べ取りやすいのではないかと。

こども病院の医師が乳児院の医師を兼務しているので、24時間体制で相談、連絡が可能なこと。

定期的な人事異動によって、他機関の経験豊富な職員の配置が可能なこと。

民間では受け入れがたい障害の重い児童も、環境整備によっては受け入れ可能ではないかということです。

デメリットですが、民間に比べコスト意識が十分ではないこと。

県の大きな組織に属しているの、なかなか柔軟な運用ができないということ。

定期の人事異動により連続性のある指導・援助が困難となってしまうこと。

県立施設の目指すべき方向性について

これはあくまでの県立施設として残った場合の目指すべき方向性として書いています。地域の子育て支援を支える地域社会に開かれた施設として位置付け、乳児・児童一体の相談支援機能、一時保護機能、養育機能、治療機能、親子の一時生活機能及び情報提供・研修・実習機能を兼ね備えたコア施設を設立する。そうした上で、県内地域の多数の小規模施設、グループホーム、民間施設、里親、NPO、ボランティア団体等とネットワークを構築し、連携、育成支援する重要な役割を持つということです。

ネットワークの中では自治体、児童相談所等と連携し、ショートステイやデイサービスなど施設を活用した育児支援も積極的に行っていきます。

病院の併設などによる医師の即応体制や、医療管理の充足を前提とした他機関では受け入れがたい狭間に位置する疾病や障害のある児童を受け入れていってほしいのではないかと考えています。

その他意見について

医療機関との併設を希望したいということです。

(議長)

簡潔に御説明いただきましてありがとうございました。10分程度お時間をいただいて御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

今の話の中で、民営化についてはどういうお考えなのか、民営化したいのですか、それとも民営化ではな

く公設公営で進みたいのですか。

(乳児院)

なかなか難しい問題で、職場の中でもこの点については議論いたしました。

職場の中では意見がやはり分かれておりまして、半分を超えた数がこのまま公営でいきたいという職員がおりまして、残りが公営ではなくて民間のほうがいいのではないかという意見でございます。

民間ではなくて公営でやっていきたいという理由としてはですね、大きく分けて2つありまして、1つはやはり職員の身分保証の問題があります。それがやはり不安であるということ。

あと1つは、施設に暮らす子どもたちの処遇の向上がどうなのかという不安があるようです。その辺のことはまだはっきりしていませんので、職員たちは意見がまとまっていない状況でございます。

これはあくまでも個人的な私の意見ですけれど、私自身からしますと民営化がいいのではないかなと思っております。

これは平成16年8月1日現在の全国乳児院福祉協議会の資料でみたところですね、乳児院が全国117施設あります。その内、公立が16施設、公立であって直営で行っているところは9施設しかないんですね。

そういう意味で、きわめて少ない状況であります。それから、少し施設の形態が違いますけれども、地元千葉市でもですね、市立保育所が全部で61か所これを民営化、それから千葉市立病院これは2か所ありますけれど、指定管理者制度とか地方独立行政法人の検討に入ったと聞いております。

このような状況を見ましても、次代の流れなのではないかと思っています。

(委員)

それから、建物が老朽化していますけれど、こういったことに気が付かれたのはいつ位ですか。2~3年前、それとも5年前、10年前、どうですか。

雨漏りとか面会室は1か所しかないとかそういったことについて…。

(乳児院)

私自身が昨年4月に乳児院に異動になった訳なんですけど、建物が古いということは承知しておりましたが、私にはそこまでは知りませんでした。私は行ってから気づきました。

建物が老朽化しているということについては前からありまして、例えば雨漏りを直そうとしてもコンクリートの建物なので、どこから雨漏りしてくるのかわからないので、ちょっと直しようがない。

部分的には補修してございますけれど、完全には直っていないということでございます。

(委員)

あともう1点は、夜間児童の行動を制限せざるを得ないというお話がありましたが、どんな制限をしているんですか。

(乳児院)

現在5時以降から夜の8時半まで、常勤職員が2名なんですけど、その2名で30人の子ども達を見ています。それでおむつの交換があったり、医療的な処置をする子もおりますし、外部から電話があれば電話の対応もしなくてはなりませんし、子ども達の状況の記録を取ったりとかいろいろある訳なんですけど、子ども達は関わりを求めているんですけどなかなか手が回りません。

特に、子ども達を寝かせる、大きな子を寝かせるのは添い寝して寝かせないとなかなか寝てくれないので、年長児の子ども達の世話をする場合、その職員2人がつきっきりになってしまうんですね。

そのときには、小さな子の世話がなかなか手が回らないということになります。

(委員)

その制限というのはどういったことなんですか。

(乳児院)

制限というのはですね、何か強制的に制限してしまうということではなくて、もっともっと子ども達と関わってあげなくちゃならないだろうけれど、その要求に対して応えてあげられないということですね。ちょっと表現がまずかったと思います。そういう意味でございます。

(議長)

よろしいでしょうか、他にはいかがでしょうか。

(委員)

私は今日からの参加なものですから、既に吟味されているものでしたら委員長のほうで取り止めていただいて結構です。

先程、「整備すれば民間で受け入れがたい障害の重い児童も受け入れられる。」と、それがまた県立施設として残った場合の、いわば存在意義・役割だろうというお話でしたが、現時点で、もう1つの乳児院との入所している児童について、何か差はありますか。

(乳児院)

私の聞いている範囲内ですけれど、他の民間施設ですと最近のデータはありませんけれど、最近では県立乳児院も大分よくなったと聞いておりますけれど、昔よく聞いた話ですと、乳児院を出た時の子どもの発達状況が、県立乳児院よりは民間の乳児院のほうが発達が促されていたということ、よく聞いたことがあります。

この辺については、少し調べたほうがいいのかと思っておりますけれど、まだ調べておりません。それは大分前の話でございます。

それからごく最近の話ですけれど、民間施設の園長さんに聞いたところによりますと、里親への措置変更は大分できています、民間施設である自分のところは入所人員が20名のところかなりの高率で里親措置ができていますとおっしゃっておりまして、そういう面ではかなりすぐれているのではないかと聞いております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

受け入れている児童の質はどうでしょうか。

(乳児院)

児童の質は、もちろん県の施設なので、できるだけ他の施設で受け入れ難い児童は受け入れております。

例えば、虐待ケースでかなり保護者に問題があって困難をきたすであろうというケースについても、こちらで受けております。

ただ、どうしてもですね、重い医療行為を要するような乳児となると、医療機関併設でないものですから、やはり難しいのが現状であります。

(委員)

乳児院は、私も見せていただいたことがあります。本当のところ夜間2名ですね、防犯というのは大量に押し寄せてくる訳ではないから対処できると思いますが、災害の時ですね。廊下は狭いし、中が狭いところで訓練とかいろいろおやりになっているのでしょうか。

ここにも書いてありますが、定期的に職員がお代わりになりますよね。県立の場合、上のほうだけがお代わりになるんですか。それとも、保育士の方たちもみんな代わるんですか。

(乳児院)

まず、最初の御質問なんですけど、避難訓練は毎月やっております、いろいろな想定を考えて避難訓練を実施しております。

当然のことながら、消防署の御指導を受けながらやっております、避難させる場合、ワゴン車に子ども達を全員乗せてしましまして、それで一気に外へ出してしまうというようなことで対応しております。

被害の状況はなかなか予見しにくいのですが、例えば大規模な地震等があった場合どうなのかとか、いろいろ検討しまして、職員の間でもいろいろなことを想定しながら、その辺は努めております。

特に、命を守っていくことが一番基本ですので、その辺は怠りないようにやっております。

2番目の御質問の職員の異動なんですけど、大体、直接処遇職員の方は平均しますと、長短もありませんが、大体7年位は現職場に勤務しております。

そういう意味では、子ども達との関係が希薄になるということはありません。

ただ、私とか事務長とか庶務関係ですと、短くて大体2年前後で動いているという状況でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、県立乳児院さんのヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それではですね、今、県立の3施設からこの中間とりまとめに基づきながら、中にはプロジェクトチームをつくっていただいたところもあるようでございます。

御検討をいただいた結果について、御報告をいただきました。時間があとその他もありますので、10分ちょっとしかありません。

これらについての基本的な方向について議論、我々の集中的な議論は3月2日以降ですね、そこでするので、もし、できましたら今日はですね、3施設の方は今後もずっと事務局側で、いわば、一緒に話を聞いてくださっている方ですので、今日の話をついでながら、例えば、こういう資料がほしいのだけれども、あるいはこういう検討をちょっとしておいてくれないかとか、あるいはこういうことについて意見をいただけないかとか、今日の御発表・報告についての率直な感想と、今後どうするのかということはこれからにして、それから、こうしたことについて今後詰めていただけないかですね、そういう意見がありましたらお願いしたいと思いますが、10分ちょっと時間を取りたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

あのいずれもやはり、施設の老朽化がかなり進んでいるのですけれど、県のほうにお聞きしたいのですが、施設を創るのにローテーションできちんと計画を立ててということはないんだろうか。

全部が古くなってくると何十年か経ってきて、同じように老朽化してしまうので、そうなると財政的に大変厳しいだろうと思いますし、ローテーション的な発想というのは普通はないんだろうかと思ってしまいますけれど、その辺はどういうふうにかんがえたらいいかなと、建替えについてのルールみたいな。

(事務局)

現時点ではローテーションは考えていませんけれども、今後、こういった検討状況を踏まえて、やはり考えていくべきだというふうには考えております。

(議長)

ぜひ、優先度というかですね、そうしたこともグランドデザインの検討のなかで、事務局も詰めながらやっていければと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

これは施設や順番を特定しなくていいですね。

生実学校のほうなんですけど、県に1つしかない施設であり、児童養護で対象とする子どもと、それからいわば国立教護院、あるいは少年法というような配列の中で、県内で唯一ですから、高校進学する子どもは児童養護施設に措置変更すると、逆に、私、児童養護施設を回っているときに、この子どもは児童養護施設で対応すべき子どもなのかというのが、各施設に何人かずついるんですね。そういう子どもを、これは児童相談所の問題もからんでいますけれども生実でケアすると、そういう他の児童養護施設との役割といたしますか、連携、その辺をもう少し視野に入れた方向性というのを検討していただきたいという気がするのですが。

(議長)

今日回答をいただいていると時間がなくなってしまうから、要望ですよ。その1点でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

どの施設も、老朽化建替えというのが課題になっていると思うんですけど、建物を建てるというのは30年間位その建物でやっていく訳ですよ。

そういった意味では、難しいと思いますが、今後30年間の社会的養護のニーズみたいなことを、ある程度

見通す必要があるのではないか。

一つは少子化、それから虐待の問題ですよね。それから、特に家庭的養護、里親をどれくらい増やしていくのか、実際は数よりもたぶんケースの質によってその里親とその施設が分けられるべきではないかと思いたすけれど、そういったことだとか。

それから、話が出てこなかったと思いますけれど、乳児院と児童養護施設の分離されている現状についての検討ですよね。

そういったことを頭を入れて、今後議論すべきではないかと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

(委員)

2つあります。1つはいずれも公設公営としてのコスト意識という部分がデメリットとして挙げられているんですけど、公設と民営との違いということ言えば、確かにコスト意識をきちんと持つみたいなのはありますけれども、もう1つはやはりサービスの質ですよね。

クオリティがやはり競争の原理で上がるのか下がるのかというみたいなことのメリット・デメリット、それからもう1つは、サービスメニューが選択できるかどうか、そういう部分にも視点を置いていただきたいなと、どうしてもコストだけになってしまいますけれど、提供されるサービスの質と選べるメニューが複数あるといたしますか、そういうことを比べるようにしていただきたいかなと思います。

それからもう1つは、施設が開かれた、地域に開かれたという非常に文章とかなんかで美しくなるんですけど、もっと具体的にボランティア資源をどう施設の方にストックがあるのかどうかですね。

具体的にボランティアの活用、ボランティア登録して活用するようなことが必要なのかなと思ったりしますので、その辺が民間の児童養護施設だとかなりやっているような、その辺の公設の場合と民間の場合の児童養護施設だとかなりやっているような、その辺の公設の場合と民間の場合、どういうふうにボランティア登録を活用しているのかの比較があるといいかなと思いました。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

(委員)

伺ってまして、1つ1つの施設の単独の問題ではなくて、すべての施設を総合的に見比べていって、どこにどういう施設が必要かということから検討し直さないと、ひとり子どもがどこか隙間に落ちてしまいう、新たに落ちてしまう危険性があります。

それをやはり、どのようにもっと総合的に判断していくかというのは、後の会議で出てくると思いますけれど、民営化民営化といっていますが、果たしてその民営化の市場ですが、現実的に可能なのかというようなところも、例えば、ここの施設を民営化するとこれをそっくり受け入れているところが果たしてあるのかということも、もうちょっと知りたいなと思います。

(議長)

今の点はいかがでしょう。我々の公設民営化の課題に当たっても、中間とりまとめの中でどのような法人が受け皿になり得るのか、それも含めて民営化を検討するときには検討しなければいけないということで、前回といたしますか素案の中間取りまとめのときでも議論になっている訳ですけど、今の段階で可能性を云々するということは事務局としても難しいかもしれませんけれども、他のところで、例えば他の先行しているところで、障害関係とかは先行しているんじゃないかと思いますが、そういうところではかなりすぐに見つかったものなのでしょうか。

ちょっとその今のは児童分については、なかなか言いにくいと思いますけれど、というか言えないと思いますが、他の障害とか先行分野の民営化にあたってについては、受け皿等々については、そう問題なかったのか、あるいはかなり苦労したのか実情お分かりですか。

(事務局)

障害福祉課がおりませんので私どもが知っている限りですと、これまで障害関係の施設で、民間移譲等になったあるいは指定管理者で指定管理者が選定されたものはございますが、いずれも計画期間内に引き受け先は決定したと聞いております。

(議長)

わかりました、ありがとうございました。そういう意味では考えられない訳ではないということですね。そういうものを視野に入れながら考えていかなければいけないということはあるかと思えます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

2つありまして、富浦学園さんのときに質問でお尋ねしようかと思ったことなんですけれど、今後施設の建替えを検討していく際に、ケアの単位が大きいということもありましたので、100人の定員でいいのかどうか、今の土地にまた建物を建替えるのか、それともどこか土地を別の所に求めて、もう少し小さい規模の施設に、施設の偏在性もありますので考えながら建替えをするのか、そういったことも視野に入れてこの検討がなされたいいなと思っています。

例えば、中学卒業で高校進学する子どもがいる場合、入試が受けられる高校が近くにあればあるだけ、自立の目途もたちやすくなるのかなということも考えております。

もう1つはですね、全体的に言えることだと思うんですけれど、民間ではなかなか受け入れがたい自立処遇困難な子ども達を受け入れるというようなところは、やはり公立の特長なのかなとお話を聞いて思いましたけれど、それはいつかは民間モデル事業として一定の成果を収められたならば、民間にもどの施設にもそういったサービスを実施できるような体制を補助金をつけていただくようなことができないかなと。

そうすれば、もっともっと公立施設により、自立困難・処遇困難な子ども達を受け入れられるモデル事業としての役割も果たせるのかなと思いました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます、よろしいでしょうか。時間もまいりました。その他がございますので、簡単に今日のことをまとめさせていただきますけれども、今3施設からお話を伺いまして、それぞれニュアンスの違いもありながら、また共通する部分もおありになったのかなというふうに話を聞かせていただきました。

1つはですね、委員の御発言もあるんですけれど、公立施設が先導的に困難事例をやってそれを民間に移譲していくというやり方もひとつある訳ですが、先程、土井先生がおっしゃたように、それをしてしまうと民間の活性化が阻害されてしまうという危険があるのではないかと、つまりモデル事業は県立施設がやる、そしてそれを民間に広げていくというやり方もあるけれども、そうではなくて、モデル事業を民間にやっていただくことのほうが大事じゃないかという御意見もあったかと思えます。

私もそちらも大事だなというふうには思っています。ですからそういう意味では、もし県立施設がやる場合でも、民間と同じベースでやってみて、そしてそれを、それこそとってもらおうとか、そういういわばコンペのような形で取ってもらおうとかという形で考えていくことが大事なのかなと、ちょっとお話を伺いながら、いわば民間と公の役割分担の話ですけれども、本当に役割分担をしていくのか、そうではなくそうすることによって、逆に民間が、いやそれは公立の役割でしようみたいな話になってしまって、逆に言うと、民間の活性化が阻害されてしまわないかというような御意見もあったということはとても大事な視点かなと思えます。

それから委員が言ったことはとても大事なことで、3施設を一体的に考えたほうがいいということがありましたが、我々の委員会はまさにその役割を担っているだろうと思えますが、もう1つは、せっかくここで3施設ですね、それぞれで検討していただきましたので、できればこの3施設でそれぞれ検討したことが、いわば今日つきあわせになったことだと思いますので、3施設でプロジェクトチームもあるところもあるようですので、合同ですらね県立施設の今後のあり方みたいなことをですら、少しグランドデザインを作ってくださいようなこともあってもいいのかなというふうに思って、これは要望です。

それから、今日御意見がありましたことで、いくつか資料の要望がございましたので、できればそれについては事務局と3施設さんのほうで作っていただいて、次回のときでも次々回のときでも、3月2日以降の検討には必ず必要になると思いますので、資料の御用意をお願いできればと思います。

そんなところで終わらせていただきたこうかなと思います。それからですね、あとは意見にあたる部分ですので、次回以降とすることにさせていただきたいと思います。

それでは、今日の3施設のヒアリングにつきましては、これで終了したいと思います。富浦学園さん、生実学校さん、乳児院さん、お忙しいところありがとうございました。

また、事務局もいわば兼ねていらっしゃいますので、次回以降もまた児童相談所、民間の方の議論もヒアリングも行われますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは続きまして、(3)その他 のところになりますけれど、これについて、事務局から何か御報告ございますでしょうか。

(事務局)

次回の開催予定としては、2月17日(金)午後1時から、市川児童相談所の2階の講堂で行いたいと思います。ヒアリングは児童相談所2箇所と、市川市の3つを予定しておりますので、御出席よろしくお願いたします。

(議長)

次回ということでよろしくお願いたします。

(事務局)

児童虐待防止調査研究委員会が立ち上がりましたので、そちらの簡単な経過報告をさせていただきます。資料8になります。

11月に第1回の委員会を開催いたしました。構成は9名の委員をお願いしており、委員長には才村純先生、副委員長には元児童相談所長でもありました井上僖久和先生をお願いしております。

第1回の委員会では、調査研究をどういったものやっていくかということの検討と、今年度の調査として何をするかについて検討しました。

「児童虐待に関する住民の意識調査」ということで、民間の業者に委託し、現在準備を進めております。

今回の調査の目的は、「抜本的な児童虐待防止対策を図るため、県内の地域性を考慮した児童虐待防止のあり方を検討するために、県民の児童虐待に関する意識調査を行う。」ということです。

方法としては、無記名のアンケート調査を郵送でやる予定です。

全県成人男女9千名を対象としております。調査の実施は、2月の下旬を目途としており、収集を3月中にしまして業者からの報告書は3月末までにまとめ、その後、その報告書を受けて委員会で、今後さらなる調査に何が必要かということも含めて検討する予定になっております。

最後に、委員会としては第2回を3月29日に開催予定としています。随時こういった経過についても他の委員会にも御報告させていただく予定です。

続きまして、2月27日に児童家庭福祉相談セミナーを開催したいと計画しております。

場所は市川児童相談所、講師をしていただく方は、この委員会の委員でもいらっしゃいます二葉乳児院の鈴木院長さんをお願いしたいと考えております。

仮題ですが、「乳児院における相談ケース対応及び児童虐待予防の取組みについて」ということで、対象はいろいろな施設・地域の機関で児童虐待等の相談を受けている方を主な対象としたセミナーを開催したいと考えております。

もうひとつは、お手元の資料4~5ですけれども、次回も使用いたしますので、さしつかえなければこちらでお預かりしまして、次回にまたお配りしますのでよろしくお願いたします。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。他には事務局のほうはよろしいでしょうか。

委員の方々、何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、今日の審議を終わらせていただきたいと思います。今日配られておりました議事録は、修正後ですか。

(事務局)

これで終わりです。

(議長)

これで終わりですね、それではまた御覧いただければと思います。

前回はいろいろな資料を基に議論をしていただきましたので、全体的な動向がわかるかと思しますので、また議事録なども吟味ください。

それから、議事録と同様にできれば、前回配布していただいた資料も公表資料として、ホームページに掲示をしていただければと思います。

それから、今日のようなこのセミナーは、ホームページはあるんですか。載せていただけるんですね、学生にも紹介したいなと思って、その場合にはメーリングリストは、こういう添付資料は付けられないものですから助かります。

ホームページを見るというふうにはできますので、助かります。よろしくお願いいたします。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様には、ありがとうございました。

これもちまして、第6回社会的資源あり方検討委員会を終了させていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

児童虐待防止調査研究委員会

構成員

学識経験者、法律、民生委員・児童委員、教育（幼稚園、小学校）、保育、精神科医療、児童福祉施設（計 9 名）

委員長 才村純（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部ソーシャルワーク研究担当部長）

副委員長 井上信久和（聖徳大学人文学部臨床心理学科教授）

主な検討事項

- ・ 児童虐待事例のデータの蓄積、実態調査の実施
- ・ 児童虐待の発生要因の分析
- ・ 児童虐待防止対策の協議、検討

17 年度調査研究の計画

「児童虐待に関する住民の意識調査」

調査目的

抜本的な児童虐待防止対策を図るための基礎調査研究として、県内の地域性を考慮した児童虐待防止のあり方を検討するために、県民の児童虐待に関する意識調査を行う。

調査方法

業務委託（株）類設計事務所

無記名アンケート調査、県内在住成人男女 9,000 人対象（無作為抽出）

実施 18 年 2 月

収集分析 18 年 3 月

報告書 18 年 4 月から 6 月

委員会の経過

第 1 回 平成 17 年 11 月 28 日開催

第 2 回 平成 18 年 3 月 29 日開催予定